

令和4年(ワ)第55号 損害賠償請求事件(以下「55号事件」という。)

原告 奈良市

被告 仲川元庸(以下「被告仲川」という。)

令和4年(ワ)第56号 損害賠償請求事件(以下「56号事件」という。)

原告 奈良市

被告 ■■■■■、■■■■■(以下「被告■■■■ら」という。)

和解条項案

令和5年4月25日

奈良地方裁判所民事部合議2係

頭書各事件について、令和5年3月29日付けの和解案提示後の当事者らの検討状況等を踏まえて、別紙のとおり和解条項案を提示しますので、ご検討ください。

和解条項案（５５号事件）

- 1 被告仲川は、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和４年（ワ）第５５号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告との紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として３０００万円の支払義務があることを認める。
- 2 原告と被告仲川は、本日、前項の金員のうち３９７万７５３９円の支払債務と、原告の被告仲川に対する令和３年１２月、令和４年６月及び同年１２月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- 3 被告仲川は、原告に対し、第１項の金員のうち前項による相殺後の残額２６０２万２４６１円を、令和５年６月３０日限り、支払う。
- 4 原告及び被告仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告仲川は、原告と被告仲川との間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

和解条項案（５６号事件）

- 1 被告■■■■らは、原告に対し、本件（奈良地方裁判所令和４年（ワ）第５６号損害賠償請求事件の請求原因に係る原告と被告らとの紛争一切をいう。以下同じ。）の解決金として３０００万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告■■■■らは、原告に対し、前項の金員のうち１０００万円を、令和５年６月３０日限り、支払う。
- 3 被告■■■■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和４年（ヨ）第３６号債権仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 4 被告■■■■らは、第１項の金員のうち２０００万円を、前項の取下げの日から起算して３０日後の日限り、連帯して支払う。
- 5 被告■■■■らが前項の金員を支払ったときは、原告は、原告を債権者、被告■■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和４年（ヨ）第３５号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 6 被告■■■■らは、原告が第３項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和３年度金第５７０号をもって供託した金１０４０万円及び同令和３年度金第５７２号をもって供託した金４６０万円）及び前項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和３年度金第５６９号をもって供託した金４１５万円及び同令和３年度金第５７１号をもって供託した金１８５万円）の各取消しに同意し、原告と被告■■■■らは、各取消決定に対し抗告しない。
- 7 原告及び被告■■■■らは、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- 8 原告はその余の請求を放棄する。

9. 原告及び被告■■■らは、原告と被告■■■らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

10. 訴訟費用は各自の負担とする。

以上